



あふれる笑顔
みんなが住みやすいまち
ハートフルタウンみかわ

第4次三川町総合計画

第1編 序論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 三川町の概況

第3章 新たなまちづくりに向けて

第1章 総合計画の策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

本町ではこれまで、第3次三川町総合計画（平成23年度～令和2年度）に基づき、「みんなで創り育む『いのち、自然、豊かさ』 人輝くまち みかわ」を目指し、「豊かで活力ある地域社会」の実現のため、歴史や風土、人々の営みを基盤に、協働によるまちづくりを推進してきました。

しかし、計画策定から10年が経過し、少子高齢化や人口減少が一層進む中で、自然災害や地方分権・地方創生への対応など多くの課題が発生しています。

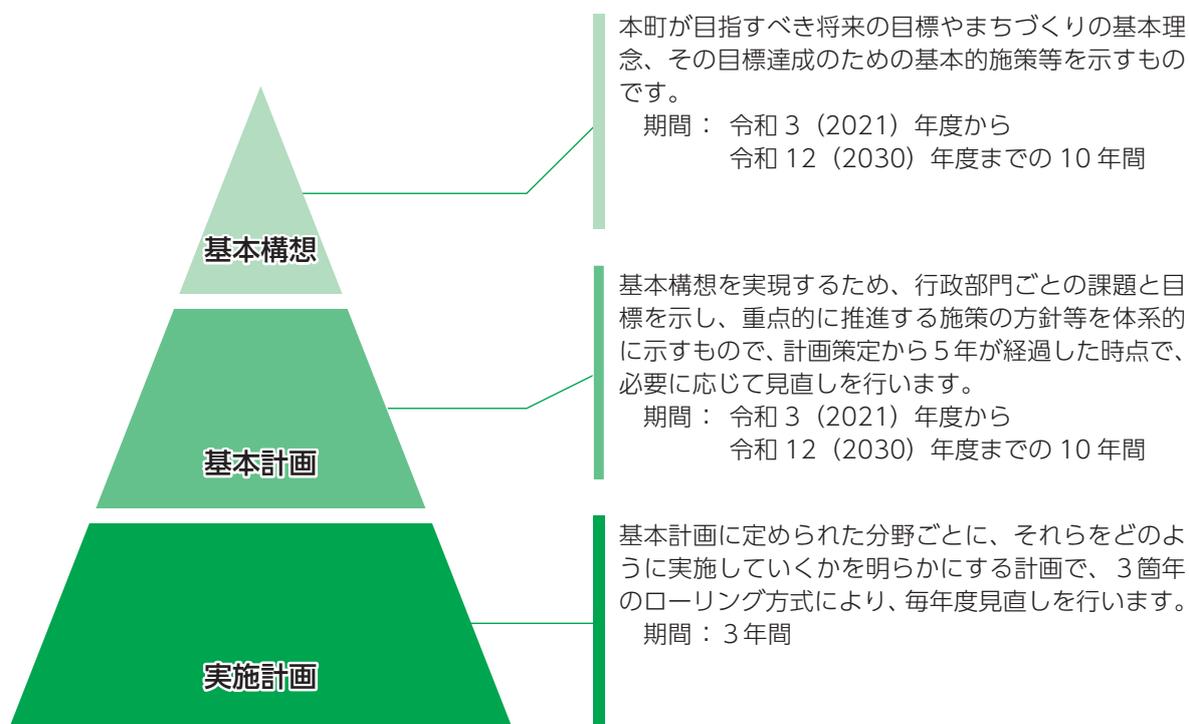
こうした社会情勢の変化や本町が抱える課題に的確に対応することにより、町民と行政が一体となってさまざまな課題を解決し、将来にわたって持続的に発展し続けるための指針として、第4次三川町総合計画を策定します。

この計画は、これまでの取り組みを継承・発展させるという基本的な考えのもと、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、町の目指す将来像や目標、施策などの基本的な方向性を明らかにしながら、「三川町民憲章」とともに、今後のまちづくりの道しるべとなるものです。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。



第2章 三川町の概況

1 地勢・自然・沿革

(1) 地勢

本町は、山形県の北西部、庄内平野のほぼ中央に位置し、北に最上川を隔てて秀峰・鳥海山を仰ぎ、東には霊峰・月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山、南に金峰・母狩の両山を臨み、西には庄内砂丘を隔てて日本海が広がっています。

町の中央を赤川が、東には藤島川が、そして、西には大山川が流れ、この三川（さんせん）による豊かな水は大地を潤し、全国でも有数の穀倉地帯を誇っています。

(2) 自然

日本海の海洋気候の影響を受けて、夏は高温多湿で、冬は北西の季節風が激しく、庄内地方特有の地吹雪も発生しますが、比較的積雪量は少ない地域となっています。

四季折々の美しい景観は、肥沃な大地とともに豊かな文化を育んでいます。

(3) 沿革

昭和30（1955）年1月1日、東田川郡横山村、押切村、西田川郡東郷村の三村が合併して東田川郡三川村が誕生しました。

その後、各種生活基盤の整備が進められ、快適な田園のまちづくりを目指して、昭和43（1968）年6月1日に町制を施行し三川町となりました。

国道7号三川バイパスなどの主要国・県道が町を縦横断し、庄内空港や高速道路までのアクセスの利便性も高いことから、庄内地方の交通の要衝として、国や県などの公共施設が立地するとともに、行政・産業・経済等の中枢機能が集積する町として大きな役割を担っています。



2 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の人口の推移をみると、「三川村」として誕生した昭和30（1955）年当時の人口は、10,751人でしたが、昭和30年代後半から、若年層の都市部への流出や出生率の低下などにより減少し始め、昭和50（1975）年以降一時的に増加したものの、昭和60（1985）年をピークに再び減少に転じ、平成12（2000）年の国勢調査では、7,879人まで減少しました。

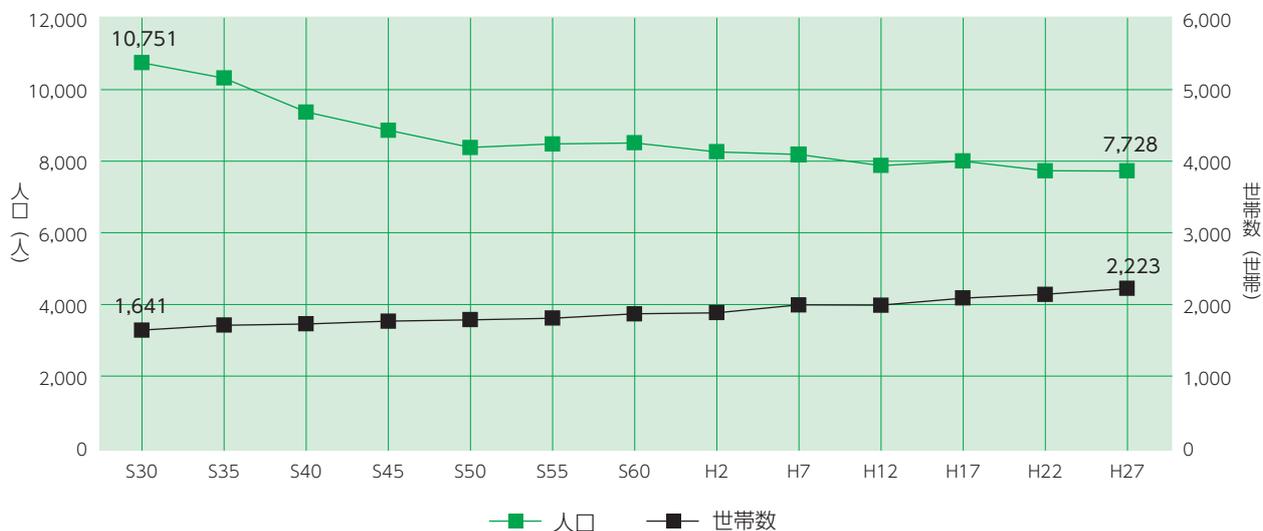
その後、高速交通網の整備や商業施設の集積、企業誘致の進展などにより雇用の場が創出され、さらに、住宅地開発も進んだことから、平成17（2005）年には県内で2番目に高い人口増加率1.57%を示し、人口も8,003人まで増加しました。

しかし、少子高齢化の進展などにより、平成22（2010）年は7,731人、平成27（2015）年は7,728人と再び減少傾向になっています。

人口構成においては、出生数はわずかに増えているものの、若年層の町外流出に伴う生産年齢人口の減少により、高齢化率の上昇が続いています。

(2) 世帯の推移

本町の世帯の推移をみると、昭和30（1955）年は1,641世帯でしたが、その後は核家族化やライフスタイルの変化などにより世帯数が増え続け、平成27（2015）年では2,223世帯となっています。1世帯当たりの人口は、昭和30（1955）年は6.6人でしたが、平成27（2015）年は3.3人と半分の数となっています。



【出典】 総務省「国勢調査」

第3章 新たなまちづくりに向けて

1 社会情勢の動向

(1) 少子高齢化の進展と人口減少

日本の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに、平成23(2011)年以降は一貫して減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、国全体の人口は令和35(2053)年には1億人を割り込み、令和47(2065)年には8,808万人になると推計されています。

このうち、高齢人口(65歳以上)は、「団塊の世代」全てが65歳以上となった平成27(2015)年に3,387万人となり、その「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には3,677万人に達すると推計されています。総人口が減少する中で65歳以上が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和47(2065)年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来し、現役世代1.3人で、1人の65歳以上の方を支える状況が見込まれています。

一方、高齢化が進展していく中で出生数は減少を続け、令和47(2065)年には56万人になると推計されています。この減少により、年少人口(0～14歳)は令和38(2056)年には1,000万人を割り、令和47(2065)年には898万人と、現在の半分程度になると見込まれています。

こうした少子高齢化の原因としては、平均寿命の延伸、未婚化・晩婚化、出生率の低下、価値観の多様化などさまざまな要因が考えられます。

また、少子高齢化の進展や医療・介護費の増大などにより、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機、担い手の減少など、さまざまな経済的・社会的な課題が深刻化することが懸念されます。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

甚大な被害をもたらした東日本大震災をはじめとする地震災害の発生や、気候変動に起因した風水害など、近年災害のリスクが増大しています。災害が全国各地で毎年頻発する中、自然災害等に対する住民の防災意識は高まっており、地域の防災力の強化と防災体制の整備が求められています。

また、人口減少や高齢化を背景とした空き家の増加は、景観の悪化だけでなく、防災、防犯上の問題にもつながり、地域住民の生活を守るという観点からも、地域が一体となって取り組んでいくべき課題となっています。

(3) グローバル化のさらなる進展

現代は、国際情勢の変化、技術進歩などにより、ヒト、モノ、カネ、情報、技術、サービスの移動が加速し、社会、経済、文化など、さまざまな分野で地域を越えて行き交うグローバル化が進展しています。このままグローバル化が進むことにより、地域間、企業間競争が激化し、格差の拡大や地域経済の弱体化につながる恐れがあります。

一方で、国際規模での協調や相互補完関係が強まることにより、多文化共生への対応が求められています。国では「地域における多文化共生推進プラン」が策定され、その推進が重

要施策として位置づけられています。このようにお互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として積極的な理解を促す取り組みを強化していく必要があります。

(4) データ主導社会への対応

近年は、情報通信技術（ICT）の進歩やソーシャル・ネットワーキング・サービス^{※1}（SNS）などの普及により、あらゆるモノがネットワークにつながり（IoT^{※2}）、データとして集積され（ビッグデータ^{※3}化）、これらのデータについて人工知能^{※4}（AI）等により処理・分析が行われ、現状把握や将来予測、ひいてはさまざまな価値の創出や課題解決に向けた取り組みが行われています。

平成28（2016）年に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」では、ネットワークやIoTをものづくりだけでなくさまざまな分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、社会変革につなげていくことや、サイバー空間（仮想的空間）とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「超スマート社会（Society5.0）」の実現を戦略的に進めていくことが計画されており、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの社会的課題を克服していくことが期待されています。

こうした第4次産業革命と呼ばれる情報技術の進歩に伴い、あらゆるものがインターネットとつながり、「モノ」から「データ」へとシフトしていく中、まちづくりについてもできる限り情報技術を活用し、課題解決や施策の決定などを行っていくことが必要となっています。

(5) 新型コロナウイルス等の新たな脅威への対応

令和元（2019）年12月以降、世界各地に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、我が国においても感染拡大や医療崩壊を防ぐため、令和2（2020）年4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、全国に対象地域が拡大されました。緊急事態宣言下では、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）や不要不急の外出を避け、事業者には休業要請が出されるなど、私たちの生活に重大な影響を及ぼしました。

令和2（2020）年5月25日に、全ての都道府県において緊急事態解除宣言が発出となったものの、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」では、一人ひとりの感染防止対策のほか、新しいスタイルの働き方が提案されるなど、感染拡大防止と社会経済活動との両立に向けた新たな取り組みが行われています。

このような新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの新たな感染症については、世界全体が連携し、人々の生命や健康を保護するとともに、生活や経済への影響を最小限にししていくことが求められています。

※1 ソーシャル・ネットワーキング・サービス … インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

※2 IoT（Internet of Things） … コンピュータに限らず、家電、家屋などさまざまなものがインターネットにつながること。

※3 ビッグデータ … スマートフォンを通じて個人が発する情報や、医療機関の電子カルテなど、膨大かつ多様で複雑なデータのこと。

※4 人工知能（Artificial Intelligence） … コンピュータで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

2 町民ニーズの状況

本計画の策定にあたり、将来に望む町民ニーズの把握を目的として、平成 31（2019）年 2 月から 3 月にかけてまちづくりアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- 対象者 平成 31（2019）年 1 月 1 日時点において、本町に住民登録している方。ただし、10 代については、平成 30（2018）年 4 月 1 日時点で 15 歳以上の方を対象としました。
- 対象者数 1,080 名（男性 540 名、女性 540 名）
- 抽出方法 年代、性別、地区別に住民基本台帳より無作為抽出しました。
- 調査期間 平成 31 年 2 月 20 日～3 月 8 日
- 調査方法 調査票の配付と回収は、郵送を基本として実施しました。
- 回答者数 580 名（回収率 53.7%）

(2) アンケート調査結果

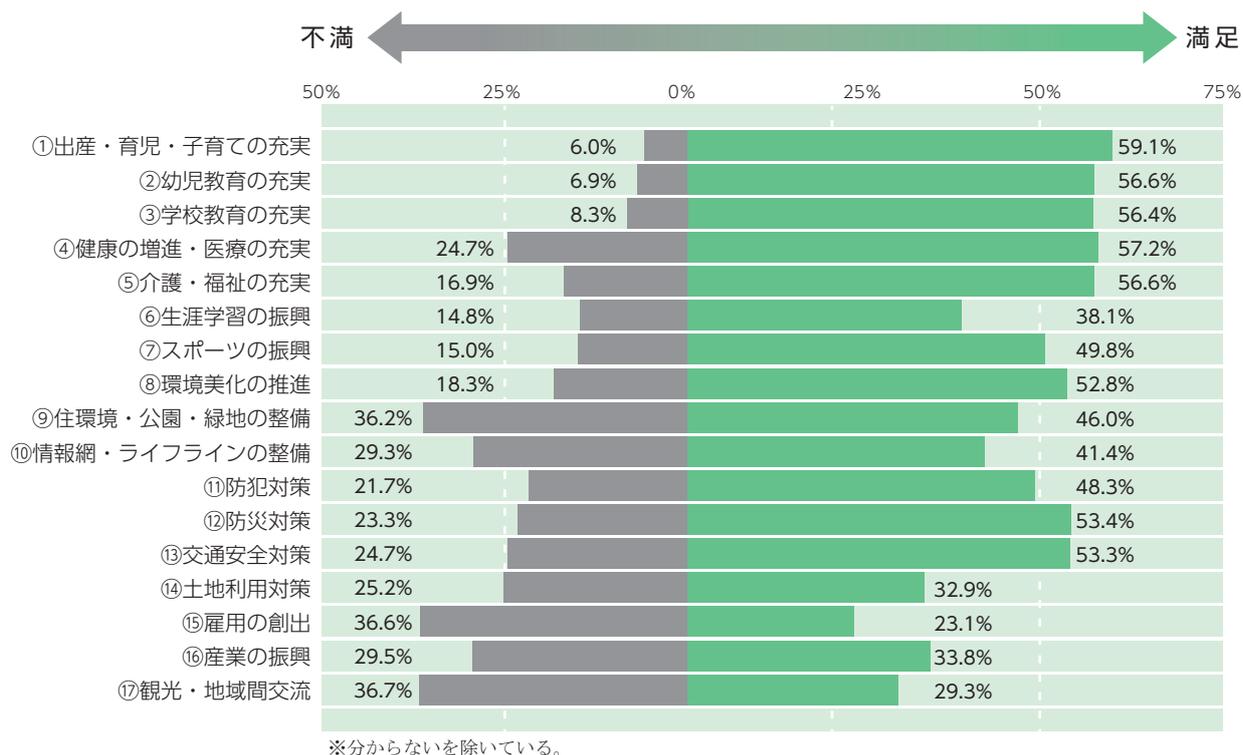
ア 今後も三川町に住みたいと思う町民の割合

「ずっと住み続けたい」と思っている方が半数を占め、「ずっと住み続けたいまではいかないが、当分の間は住みたい」を含めると、約 8 割の方が三川町に住みたいと答えています。

区 分	人 数 (人)	割 合 (%)
ずっと住み続けたい	334	57.6
ずっと住みたいまではいかないが、当分の間は住みたい	117	20.2
現在しかたなく住んでいるので、将来のことはわからない	33	5.7
住みたくないが、住むしかない。できることなら他の市町村に転出したい	32	5.5
わからない	55	9.5
不明	9	1.5
合 計	580	100.0

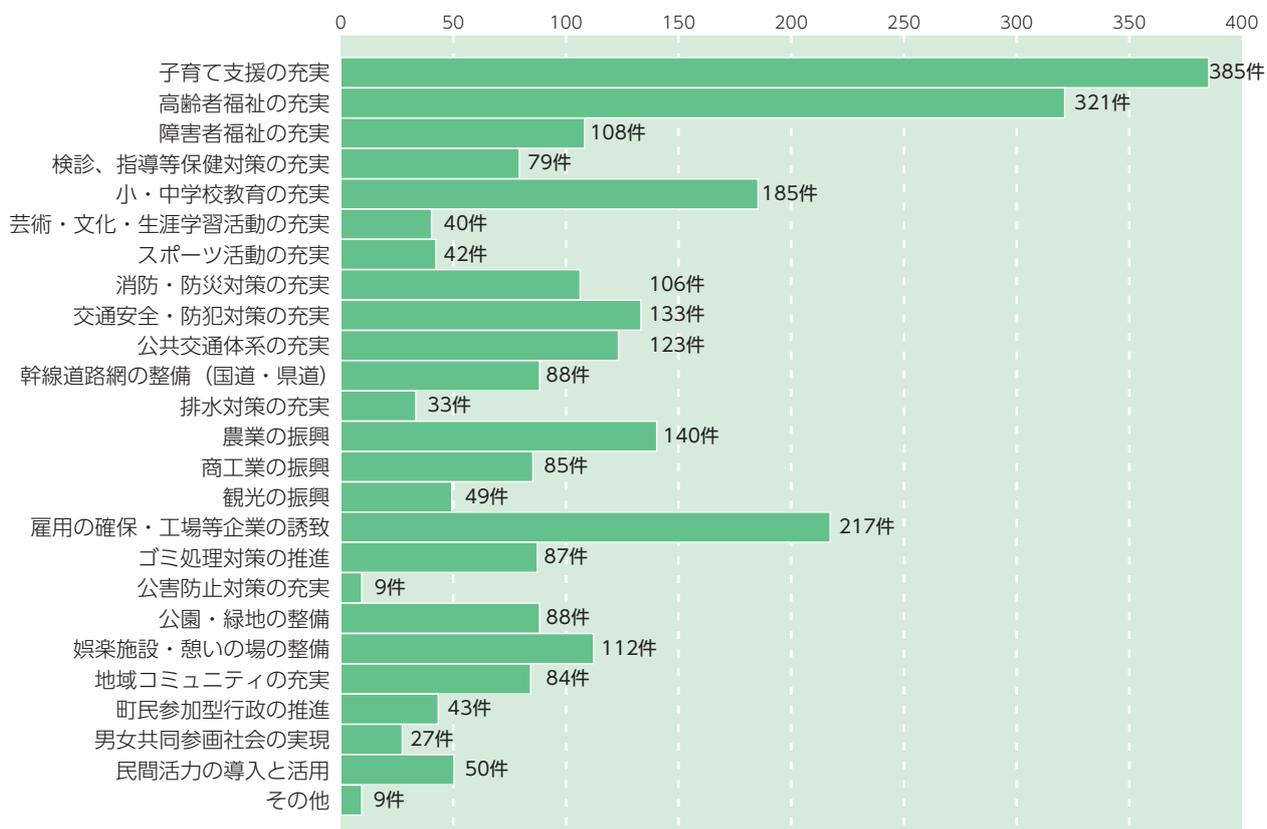
イ 町の重要施策に対する満足度

第 3 次三川町総合計画の重要施策の満足度については、①出産・育児・子育ての充実、②幼児教育の充実、③学校教育の充実、④健康の増進・医療の充実、⑤介護・福祉の充実の住民満足度が高くなっています。一方で、⑨住環境・公園・緑地の整備、⑮雇用の創出⑰観光・地域間交流、の住民満足度が低くなっています。このうち、⑮雇用の創出⑰観光・地域間交流、については、やや不満、不満と回答した人数が、満足、やや満足と回答した人数を上回っています。



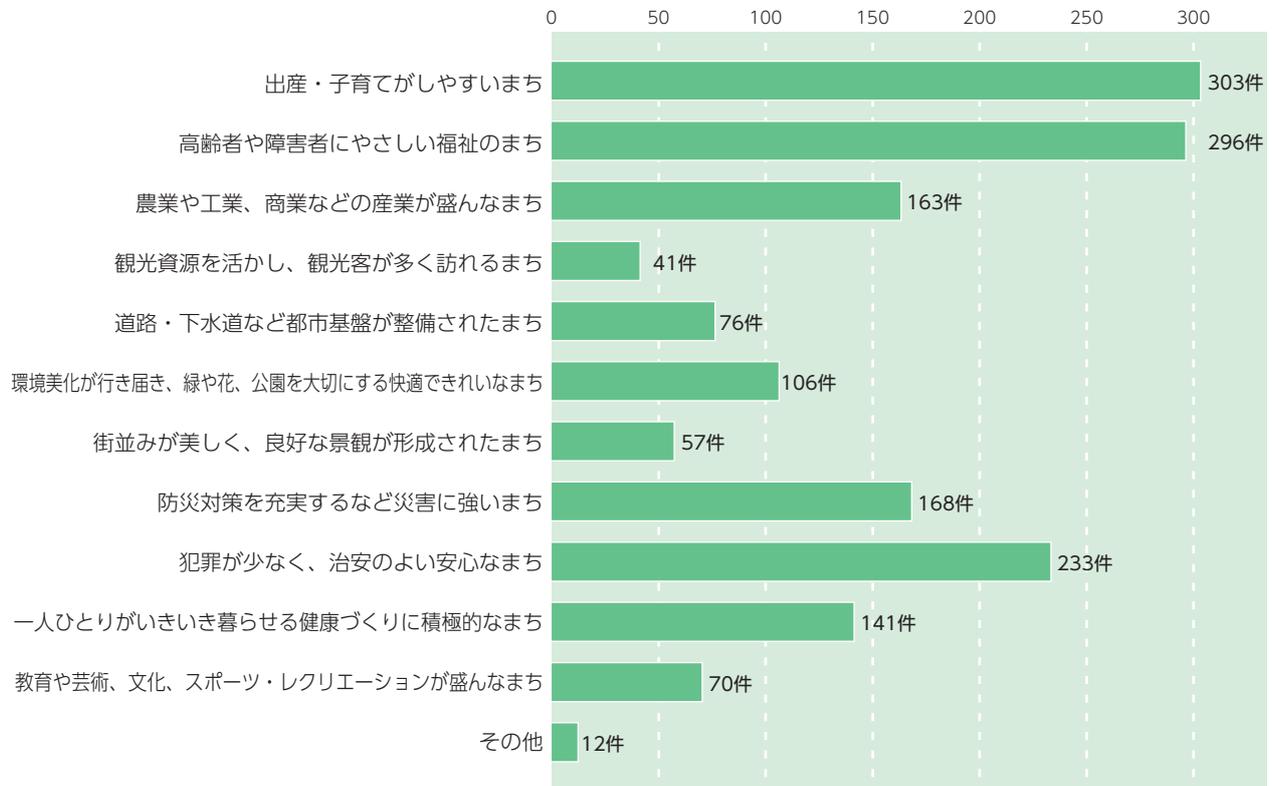
ウ これからのまちづくりのために特に推進すべき施策

これからのまちづくりのために特に推進すべき施策については、子育て支援の充実、高齢者福祉の充実、雇用の確保・工場等企業の誘致を推進するべきという意見が多くなっています。



エ 将来どのようなまちになることを期待しているか

将来、三川町がどのようなまちになることを期待しているかという問いについては、「出産・子育てがしやすいまち」と答えた方が最も多く、次いで「高齢者や障害者にやさしい福祉のまち」、「犯罪が少なく、治安のよい安心なまち」の順に高くなっています。



3 財政状況

平成23(2011)年度から平成30(2018)年度までの本町の財政状況(一般会計決算)をみると、年度毎に変動はありますが、歳入、歳出ともに概ね35～49億円で推移しています。

歳入のうち、最も大きな割合を占める地方交付税は毎年減少している状況です。また、自主財源である町税は、経済動向などにより増減がありますが、9～10億円で推移しています。

歳出のうち、義務的経費の一つである扶助費は社会保障費などが大部分を占めており、毎年度増加しています。また、投資的経費の大部分を占めるのが普通建設事業で、三川中学校改築事業、公共施設等長寿命化対策事業、子育て交流施設整備事業などの大型事業を実施した年度は、6～8億円程度の支出となっています。

次に、主要財政指標をみると、財政力指数について平成30(2018)年度の全国の市町村平均である0.51には及んでいませんが、年々増加傾向にあります。一方、実質公債費比率、将来負担比率は、公債費の減少や基金残高の増加を背景として減少傾向にあり、依然として厳しい財政状況にはありますが、改善の方向に向かっています。

今後も歳入については、大きな割合を占める地方交付税が減少し、歳出は社会的要因により扶助費が増加するとともに、公共施設の長寿命化対策やインフラ施設の大規模改修が必要となり投資的経費が増大していくことから、厳しい財政状況となることが予想されます。

(単位 百万円・%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
歳入	町税	925	994	960	993	941	956	1,000	1,032
	地方交付税	1,679	1,675	1,624	1,603	1,561	1,551	1,482	1,447
	国県支出金	601	379	605	498	636	645	552	587
	町債	644	252	209	349	493	545	352	392
	その他	501	488	486	619	1,101	1,236	1,197	1,337
	歳入合計	4,350	3,788	3,884	4,062	4,732	4,933	4,583	4,795
歳出	人件費	758	759	730	733	720	736	755	720
	扶助費	293	383	385	422	430	484	493	507
	投資的経費	871	332	413	482	633	703	500	578
	公債費	635	599	685	535	497	475	469	518
	その他	1,625	1,525	1,533	1,679	2,228	2,341	2,182	2,259
	歳出合計	4,182	3,598	3,746	3,851	4,508	4,739	4,399	4,582
財政指標	財政力指数※5	0.358	0.350	0.362	0.369	0.382	0.380	0.393	0.404
	経常収支比率※6	90.8	84.0	84.3	84.8	85.5	89.9	85.4	86.7
	実質公債費比率※7	15.6	14.3	13.3	12.3	11.7	11.2	11.3	11.5
	将来負担比率※8	159.7	139.4	131.6	132.0	124.0	116.4	110.4	89.5

※5 財政力指数 …… 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額(標準的な税収入の一定割合により算定された額)から基準財政需要額(財政需要を合理的に測定するため算定された額)で除して得た額の過去3年間の平均値。(数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕がある)

※6 経常収支比率 …… 人件費や扶助費等の経常的経費と町税等経常的収入の割合。(割合が低いほど状況変化に対応可能)

※7 実質公債費比率 …… 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)や加入している一部事務組合が負担する公債費などを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

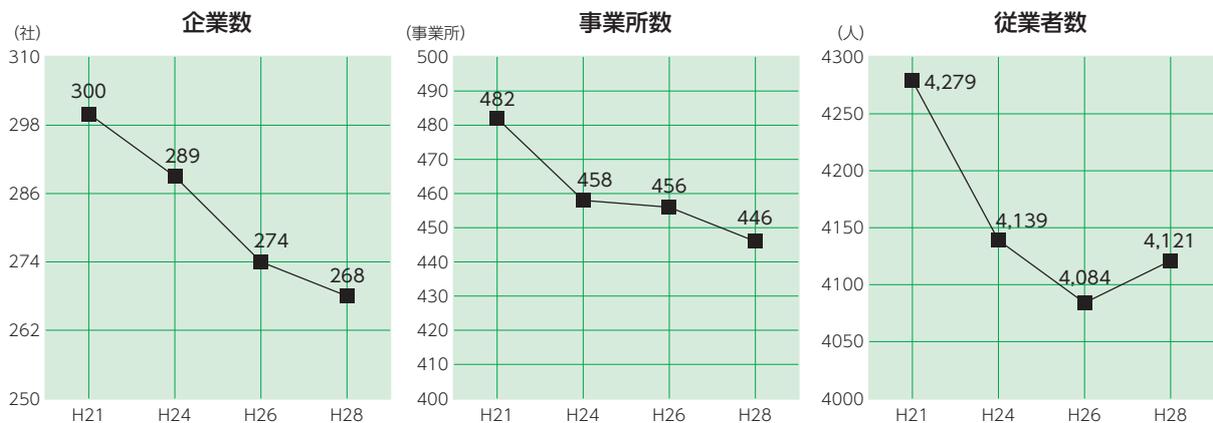
※8 将来負担比率 …… 一般会計等の借入金(地方債)や他会計、第3セクターの負債などを、一般会計が今後、将来に渡ってどれくらい負担するのかを表したものの。(割合が低いほど将来への負担が少ない)

4 経済分析

町の統計データ等から本町の特徴をみると、次のことが分かります。なお、分析にあたっては、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している「地域経済分析システム（RESAS（リーサス）」（以下「RESAS」という）を使用しています。

(1) 企業数、事業所数、従業員数の推移

本町の企業数、事業所数、従業員数は、リーマンショックによる世界的な金融恐慌が発生した平成 20（2008）年以降減少しています。このうち、従業員数については、平成 26（2014）年から平成 28（2016）年には増加が見られますが、平成 21（2009）年の水準までは回復していません。



【出典】 総務省「経済センサス-基礎調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工
【注記】 企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業員数は事業所単位の数値。RESAS のグラフを加工。

(2) 産業大分類別売上高構成比（企業単位、平成 28（2016）年）

平成 28（2016）年の売上高（企業単位）について、本町の産業大分類別の構成比を見ると、卸売業・小売業が最も多く全体の 52.3% を占め、次いで製造業 31.3%、医療・福祉 5.8% の順で大きくなっています。また、国、山形県、本町の割合を比較した場合、卸売業・小売業の割合については国、山形県よりも非常に大きくなっており、本町において重要な産業の一つとなっています。製造業についても国、山形県より割合がやや大きくなっています。一方、生活関連サービス・娯楽業などは、国、山形県よりも割合が小さくなっています。なお、農業については、本町の割合が 0.5%、山形県が 1.1%、国は 0.3% となっています。



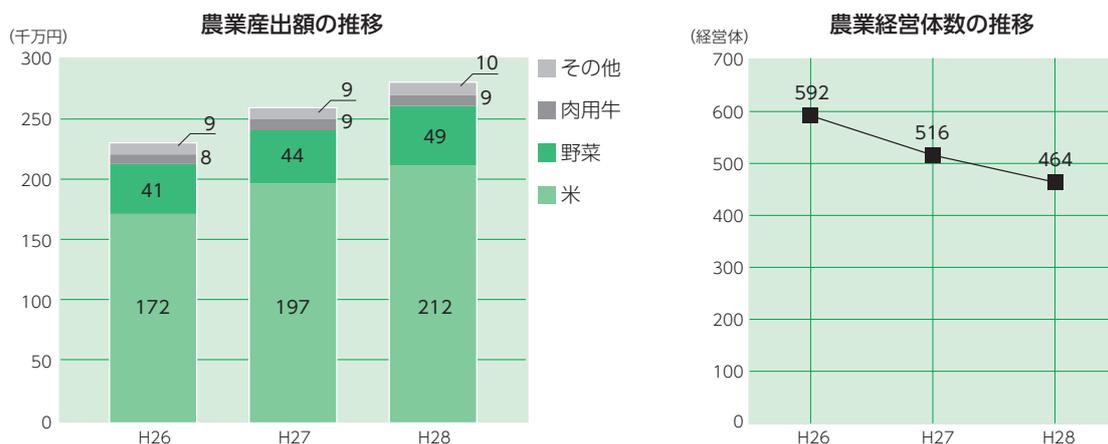
【出典】 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工
【注記】 RESAS のグラフを加工。

(3) 農業

ア 農業産出額・農業経営体の推移

本町の基幹産業である農業について、農業産出額の平成26(2014)年から平成28(2016)年の推移をみると、3年連続で増加しています。その内訳をみると、米が最も大きくなっており、全体の75%程度を占めています。

一方、農業経営体数の推移を見ると、毎年約1割ずつ経営体が減少している状況です。



【出典】 農業産出額（都道府県単位）農林水産省「都道府県別農業産出額及び生産農業所得」
 農業産出額（市区町村単位）農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」
 農業経営体数 農林水産省「農林業センサス」再編加工
 【注記】 RESASのグラフを加工。

イ 年齢階級別農業就業者比率と平均年齢

平成27(2015)年の農業就業者の年齢階級別の構成比を見ると、65～74歳の割合が最も大きくなっており、75歳以上も合わせると全体の59.4%を占めています。一方、15～44歳の若手農業就業者の割合は7.7%となっています。

次に、5年毎の推移を比較すると、平成17(2005)年は15～44歳以下の若手農業就業者は全体の約12%を占めていたのに対し、平成27(2015)年ではその半分程度まで減少しています。

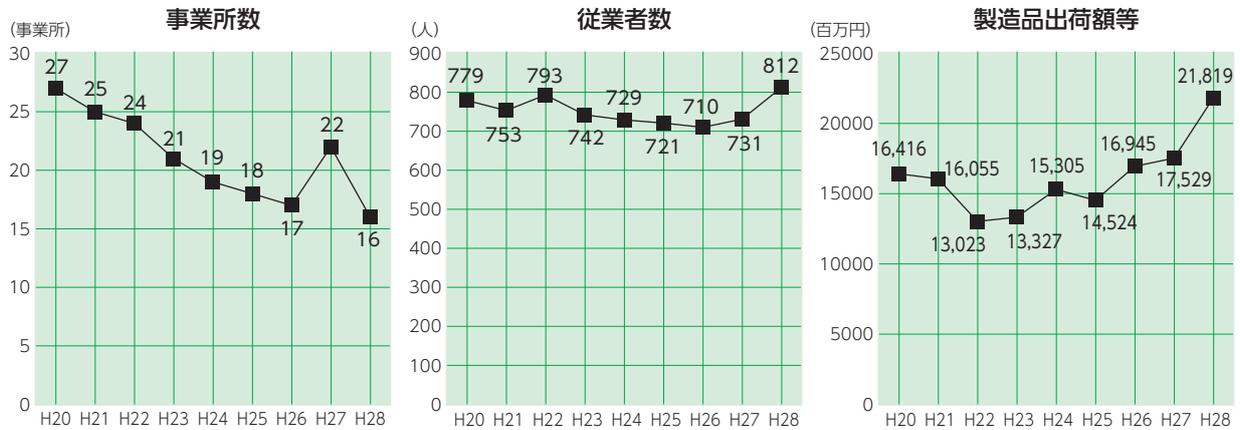
また、農業就業者の平均年齢を見ると、5年毎に1歳ずつ上がり、平成27(2015)年には65歳となっています。



【出典】 農林水産省「農林業センサス」再編加工
 【注記】 農業就業人口 農業従事者のうち、農業を主として従事した世帯員
 RESASのグラフを加工。

(4) 製造業

本町の製造業は、事業所数が減少傾向にあります。また、従業員数についてはほぼ横ばいですが、製造品出荷額等は増加しています。



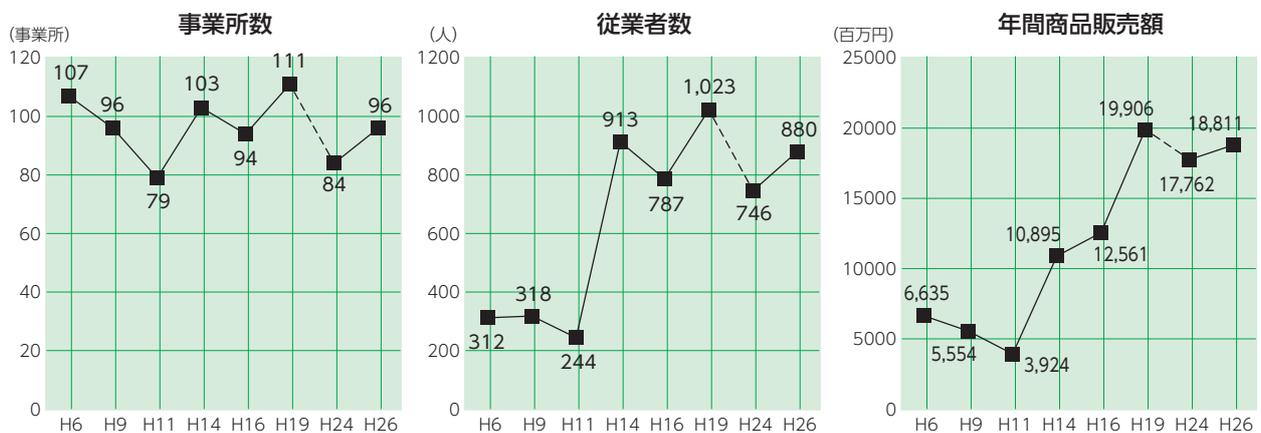
【出典】 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」

【注記】 RESAS のグラフを加工。

【その他の留意点】 従業員数 4 人以上の事業所が対象。

(5) 小売業

本町の小売業は、消費動向などの影響を受け、事業所数が増加と減少を繰り返しています。一方、従業員数、年間商品販売額についても増加と減少を繰り返すものの、全体的には増加傾向で推移しています。



【出典】 通商産業省、経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」

【注記】 「H24 年」以降の数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「H19 年」以前の数値は「商業統計調査」を基にしているため、「H24 年」以降の数値は「H19 年」以前の数値と接続しない。

RESAS のグラフを加工。

5 まちづくりの主要課題

(1) 人口減少対策

本町の出生数は、昭和60（1985）年までは年間100人を超す出生数で推移してきたものの、それ以降は特定の年を除いて減少傾向が続き、平成17（2005）年以降の出生数は概ね40人から70人程度と低いまま推移しており、今後も大幅な増加を見込むことは困難な状況にあるといえます。

これは、少子社会が続いたことで、20～30歳代の子どもを産み育てる年代層そのものの人口が減少したことに加え、若者世代が町外に転出していることが大きな要因として考えられます。

一方、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は毎年増加しており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、本町の令和12（2030）年の高齢化率は38.4%と推計されています。

このまま人口が減少し、少子高齢化が進めば、担い手・労働力不足を背景として本町の基幹産業である農業をはじめとする経済・産業活動や、コミュニティの維持などの地域活動にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

このような状況において、国全体で年齢階層者数と年齢階層別の比率がほぼ等しく、人口の不均衡が解消される状態となる合計特殊出生率^{※9}の水準（人口置換水準）が2.07とされる中、本町の合計特殊出生率は平成30（2018）年についてはそれを上回っている状況です。将来の人口減少を抑制するためには、若者の流出を防ぎ、人口減少に歯止めをかけるとともに、産み育てやすい環境を充実させ、高い合計特殊出生率を維持していくことが課題となっています。



※9 合計特殊出生率 …… 1人の女性とその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する割合。

(2) 安定した雇用環境の整備

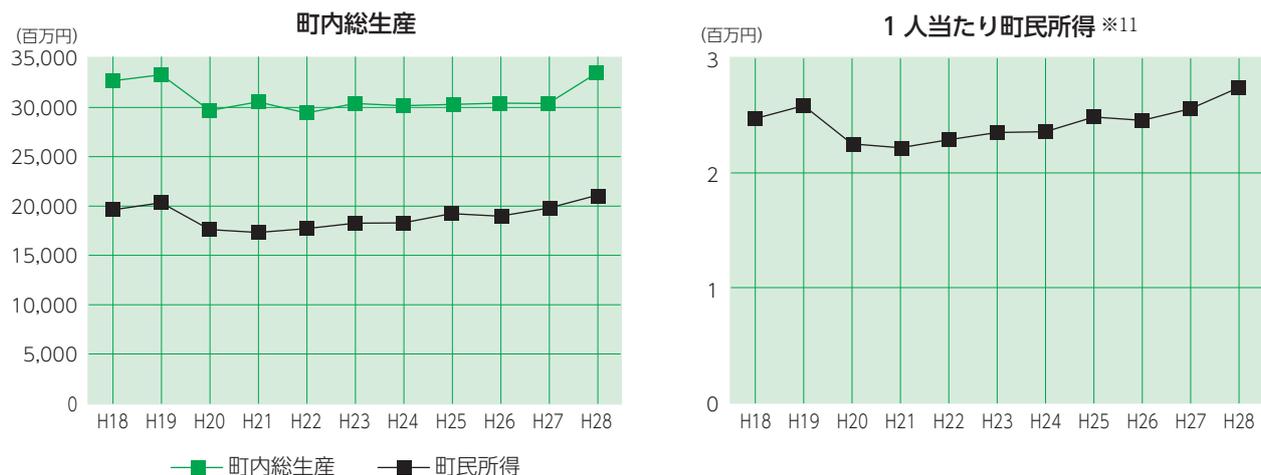
平成 20 (2008) 年にアメリカ合衆国の投資銀行が経営破綻したことに端を発して、連鎖的に世界規模の金融危機が発生したリーマンショックは、日本経済にも大きな影響を与え、景気後退の要因となりました。その後、平成 24 (2012) 年 12 月以降、世界経済の緩やかな回復、企業部門の高い収益力や技術革新を背景とした設備投資意欲の高まり、雇用・所得環境の改善という 3 つの大きな推進力に支えられ、戦後最長の景気回復を続けてきました。しかし、令和元 (2019) 年 12 月以降、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が世界各地で猛威を振るい、我が国においても緊急事態宣言が発出されるなど、新たな感染症が社会経済、雇用に甚大な影響を及ぼしています。

平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度の町内の経済状況を見ると、町内総生産^{※10}は平成 18 (2006) 年度以降 300 億円前後とほぼ横ばいで推移しています。一方、本町の 1 人当たり町民所得^{※11}は、平成 19 (2007) 年度を境に減少に転じた後、毎年緩やかに増加し、平成 28 (2016) 年度にはリーマンショック前の平成 19 (2007) 年度を上回っており、国と同様に緩やかな回復基調にあるといえます。

次に、平成 21 (2009) 年と平成 28 (2016) 年の事業所数、従業員数を比較すると、町内では事業所数が 36 事業所、従業員数が 158 名減少しており、地域経済は回復基調にあるものの、雇用環境という面においては依然として厳しい状況にあることが伺えます。

町や周囲の雇用環境が悪化すると、若者は働く場所を求めて都会に出て行き、人口が流出することで、労働力人口の減少と消費市場の縮小という形で地域経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、地域経済は「負のスパイラル」に陥ります。

まちづくりアンケート調査においても、町の重要施策のうち「雇用の創出」に不満と回答した方が多く、これからのまちづくりにおいて、特に推進すべき施策の一つに「雇用の確保・工場等企業の誘致」を挙げる方も多くなっており、若い世代の就労・雇用環境の整備が課題となっています。



【出典】 山形県企画振興部 「市町村民経済計算 (平成 28 年度)」

※ 10 町内総生産 …… 1 年間に市町村内の生産活動によって新しく生み出された価値 (付加価値) の評価額を示したもので、生産された商品やサービスの額 (= 産出額) から原材料や部品代など (= 中間投入) を除いたもの。

※ 11 町民所得 …… 市町村民所得上の町民所得で、生産活動で生み出された付加価値がどのように配分されるか把握したもので、雇用者報酬、財産所得 (非企業部門)、企業所得 (企業部門の第 1 所得バランス) から構成される。

(3) 快適で安全・安心な生活環境の整備

快適で、安全・安心なまちづくりを進めるためには、インフラ^{※12}施設の整備、自然環境との調和、防災対策などさまざまな課題があります。

インフラ施設においては、道路舗装、下水道敷設などがほぼ完了している状況であり、今後は長寿命化や更新を計画的に進めていく必要があります。

生活交通においては、高齢化の進展等による交通弱者の増加により、生活交通の確保が困難となっている方の増加が社会的な問題となっており、町民のニーズを把握し、将来にわたり持続可能な交通確保対策の取り組みが求められています。

さらに、自然環境との調和については、自然との共生を図るために、低炭素社会^{※13}、循環型社会^{※14}、自然共生社会の実現などに向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、全国各地で頻発する自然災害については、関係者との連携を強化し、地域が一体となり、防災力を高めていくことが求められています。

新型コロナウイルスや新型インフルエンザに代表される新たな感染症については、町民の生命や健康のほか、生活や経済に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、正しい知識の普及啓発を行い、町民の感染を予防するとともに、各種施策の充実により社会経済への影響を最小限に抑えていくことが必要となっています。

(4) 強い産業の育成

本町の産業について、第1次産業の農業のほか、第2次産業の製造業、第3次産業の卸売業・小売業の割合が高くなっています。

農業においては、農業産出額が増加していますが、農業就業者が高齢化している中、新規就農者が減少していることから、担い手・後継者不足の問題が今後一層深刻化することが予測されます。こうした課題を解決するためには、引き続き新規就農者への支援を行っていくとともに、集積による経営規模の拡大や、経営の多角化・複合化、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出により農業者の所得を確保し、経営基盤の強化を図っていくことが求められています。

また、本町においては、農業のほかに、機械器具製造業などの工業や、飲食料品、衣類などの小売業、医療、介護事業などで従業員数や売上高が全国的な割合よりも高くなっています。

これらの町の特徴的で元気な産業の経営安定化を支援し、成長力を伸ばしていく取り組みが必要となっています。

※12 インフラ … インフラストラクチャー（Infrastructure）の略語で、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。

※13 低炭素社会 … 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

※14 循環型社会 … 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを再生利用や再資源化などによって有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑えた社会。

6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称 SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的に策定された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。また、この目標は、令和 12（2030）年を期限とした 17 の国際目標と 169 のターゲット、232 の指標で構成されています。

わが国では、平成 28（2016）年 5 月に政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月に実施指針が策定されています。全世界的なレベル、複数の国をまたぐレベル、国のレベル、自治体のレベルなど、それぞれの規模や役割で果たすべき責務がある中、各自治体においても目標の達成に向けた取り組みが求められています。このことを受け、本町においても自治体のレベルで SDGs の趣旨を踏まえた取り組みに努める必要があります。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標、自治体レベルの責務

	<p>【国際目標 1】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。</p>
	<p>【国際目標 2】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するために、持続可能な農業を推進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用の計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食糧確保に貢献することもできます。</p>
	<p>【国際目標 3】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>【国際目標 4】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
	<p>【国際目標 5】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>

<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>【国際目標 6】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>【国際目標 7】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省・再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>【国際目標 8】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【国際目標 9】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【国際目標 10】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>国内および国家間の格差を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【国際目標 11】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p> <p>包摂的で、安全、強靱（レジリエント）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【国際目標 12】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【国際目標 13】</p> <p>【自治体レベル】</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>

	<p>【国際目標 14】</p>	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>【自治体レベル】</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>【国際目標 15】</p>	<p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。</p>
	<p>【自治体レベル】</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>【国際目標 16】</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>【自治体レベル】</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>【国際目標 17】</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p>【自治体レベル】</p>	<p>自治体は公的・私的セクター、住民、NGO・NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

【参考】 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS